

**トラック運送業における
適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画
フォローアップ調査結果**

令和7年12月

公益社団法人全日本トラック協会

<調査の概要>

(1) 調査対象者

全日本トラック協会策定「自主行動計画」の取組事業者 19者

(2) 調査期間

令和7年10月10日～10月31日

(3) 調査方法

電子メールにより実施

(4) 調査内容

コスト負担の適正化、運賃・料金の決定方法の適正化、契約書面化推進、
支払条件の適正化、多層化取引にかかる取引適正化に関する取組等

(5) 回収率

調査依頼数 : 19事業者

調査回答者数 : 19事業者

回収率 : 100%

目次

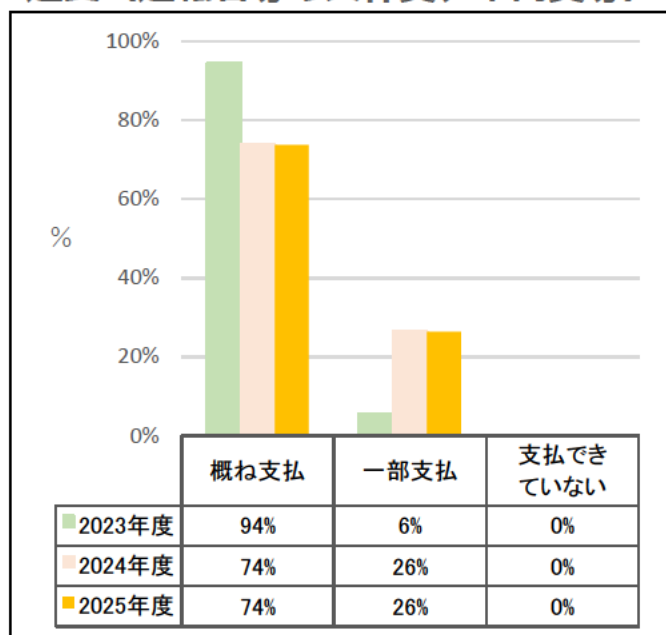
1. コスト負担の適正化に関する取組事項	… 4
2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項	… 8
3. 契約書面化推進に関する取組事項	… 10
4. 支払条件の適正化に関する取組事項	… 12
5. 多層化取引にかかる取引適正化に関する取組事項	… 13
6. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項	… 14
7. 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項	… 15
8. 自然現象による災害等への対応に関する取組事項	… 16
9. 取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項	… 17
10. 「徹底プラン」への対応	… 18

1-1.コスト負担の適正化に関する取組事項【発注者の立場】

- 発注者（元請）として、受託（下請） 運送事業者に支払う「運賃・料金」の決定・改定を行うにあたり、「運賃」における人件費、車両費等の適正なコスト負担は、「概ね支払」との回答が74%であり、「一部支払」と合わせると100%に達成している。
- 「燃料価格の変動分」は、「概ね支払」が53%で「支払できていない」が0%になった。
- 「実費」は、「概ね支払」が68%で「支払できていない」は0%である。

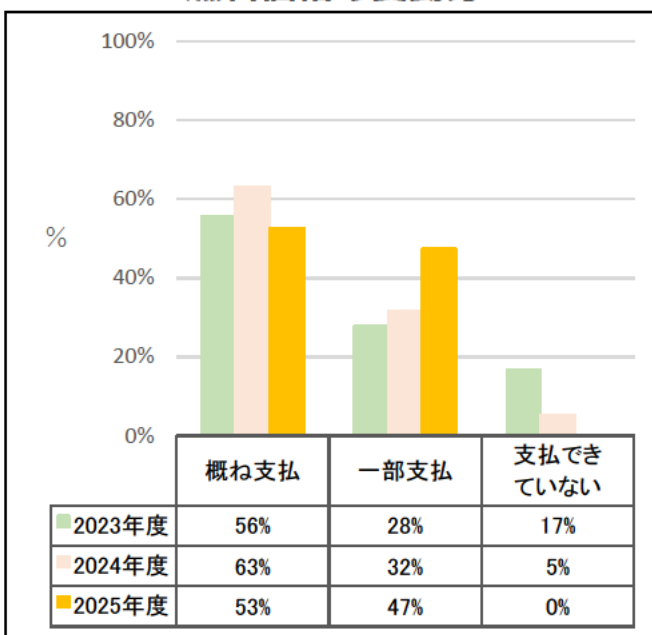
<【発注側（荷主または元請）の立場】コスト負担の適正化に関する取組状況>

運賃（運転者等の人件費、車両費等）



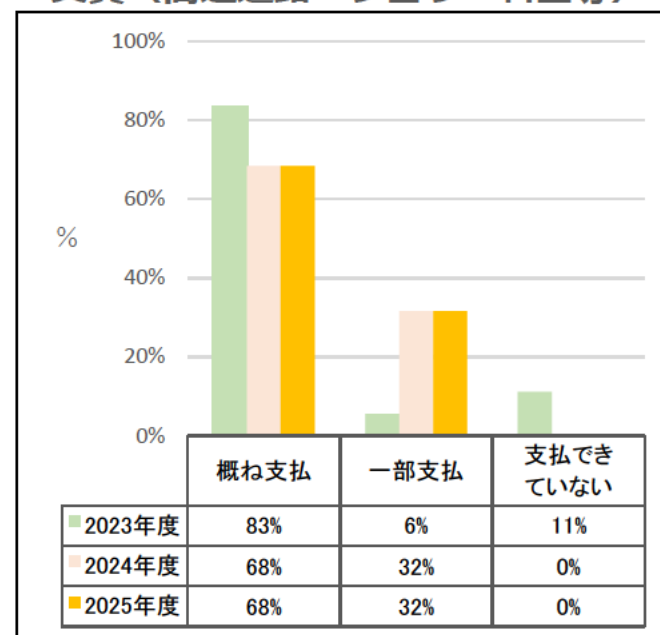
概ね支払：80%～100%

燃料価格の変動分



一部支払：40%から80%未満

実費（高速道路・フェリー料金等）

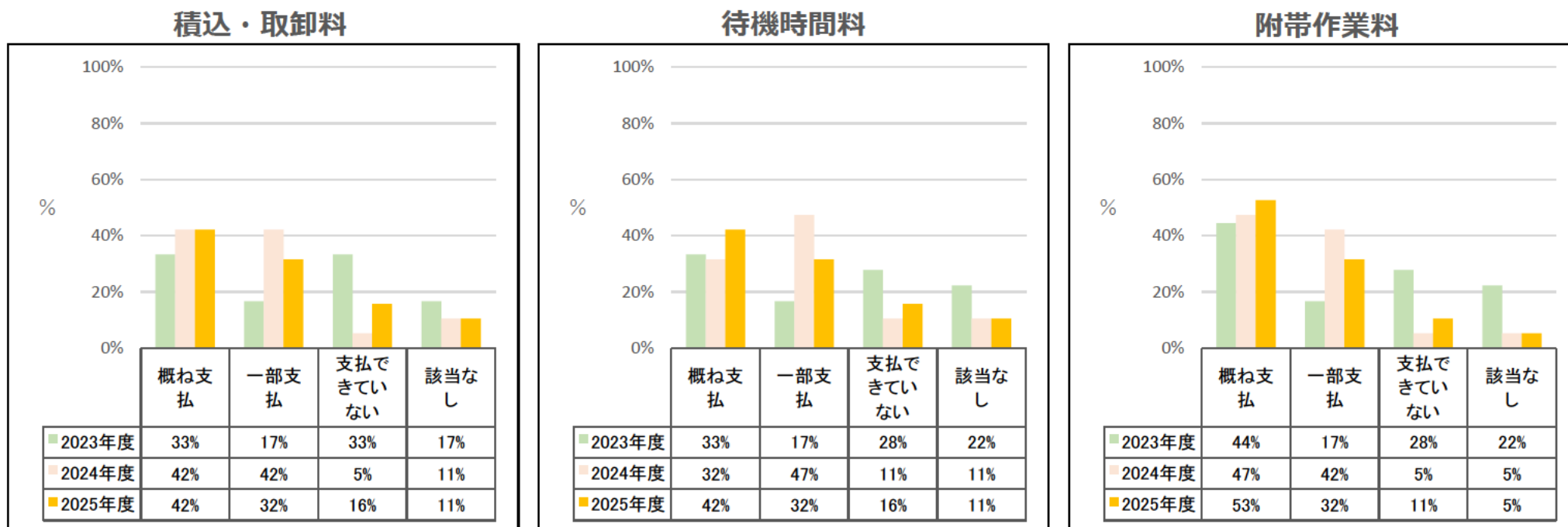


支払できていない：40%未満

1-2.コスト負担の適正化に関する取組事項【発注者の立場】

○発注者として、「積込・取卸料、待機時間料、附带作業料」が発生する場合、受託（下請） 運送事業者への取引代金について、「積込・取卸料」は、「概ね支払」が42%、「待機時間料」は、「概ね支払」が42%、「附带作業料」は、「概ね支払」が53%という結果であった。

<【発注側の立場】コスト負担の適正化に関する取組状況>



概ね支払：80%～100%

一部支払：40%から80%未満

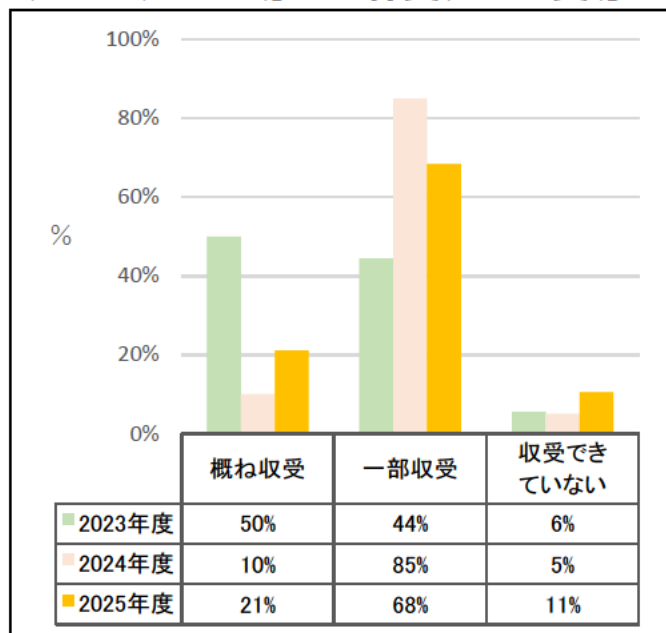
支払できていない：40%未満

1-3.コスト負担の適正化に関する取組事項【受注者の立場】

- 受注者（運送事業者）として、荷主から収受する「運賃・料金」等の決定・改定にあたり、以下の各項目を収受しているかについて、「運賃」は、「概ね収受」が21%となっているが、「収受できない」は、11%であった。
- 「燃料価格の変動分」は、「概ね収受」は11%にとどまっている。
- 「実費」は、「概ね収受」が32%となっている。

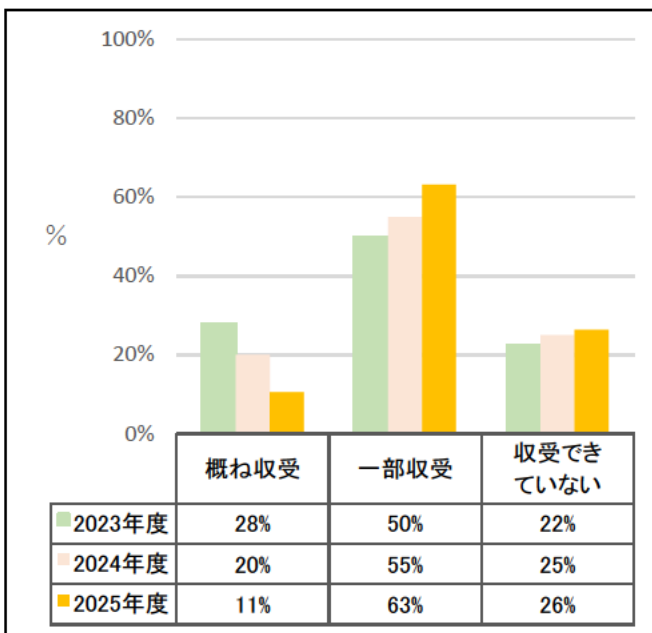
＜【受注側（受託（下請）運送事業者）の立場】コスト負担の適正化に関する取組状況＞

運賃（運転者等の人件費、車両費等）



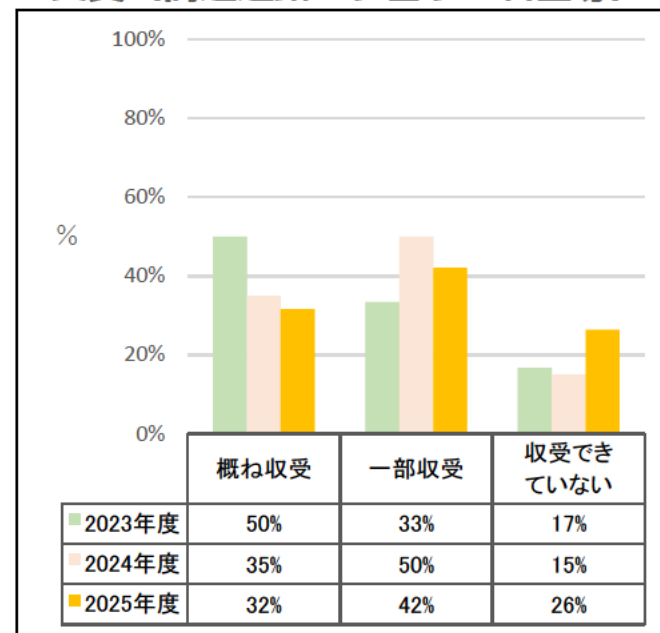
概ね収受：80%～100%

燃料価格の変動



一部収受：40%から80%未満

実費（高速道路・フェリー料金等）

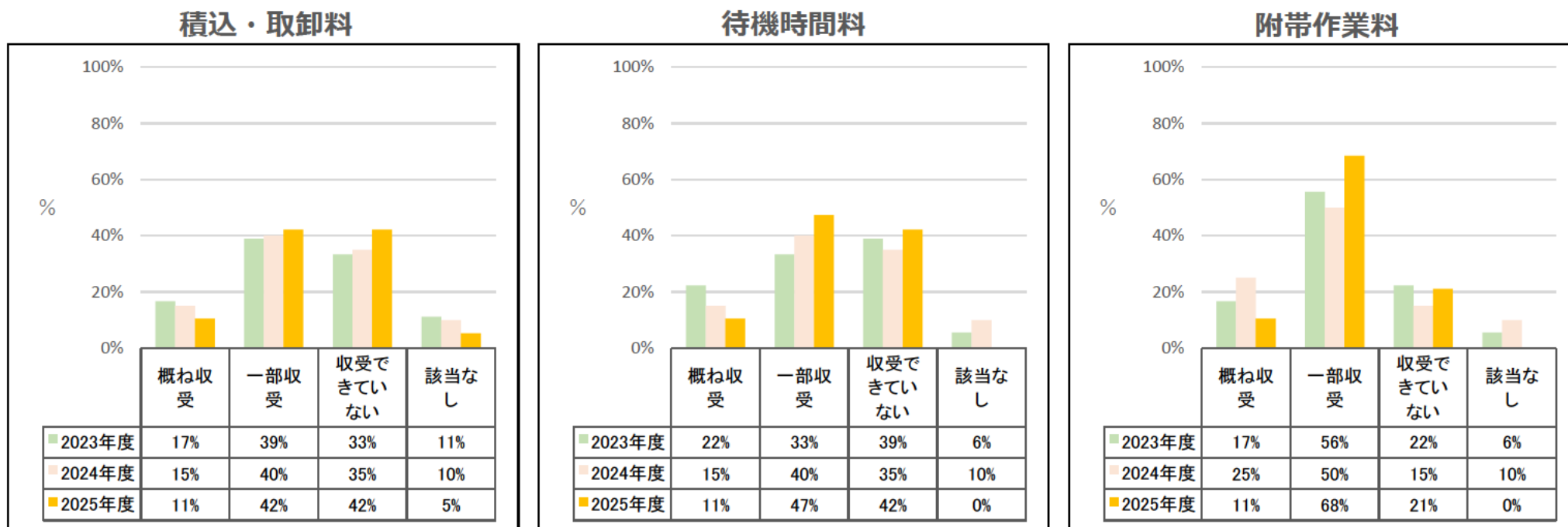


収受できていない：40%未満

1-4.コスト負担の適正化に関する取組事項【受注者の立場】

○受注者として、「積込・取卸料、待機時間料、附带作業料」が発生する場合、荷主から取引代金として、「積込・取卸料」は、「概ね収受」が11%、「待機時間料」は、「概ね収受」が11%、「附带作業料」は、「概ね収受」が11%と大変厳しい内容となり、荷主側がほとんど負担をしていないことが散見され、発注者の立場の状況と差異が見られる。

＜【受注側の立場】コスト負担の適正化に関する取組状況＞



概ね収受：80%～100%

一部収受：40%から80%未満

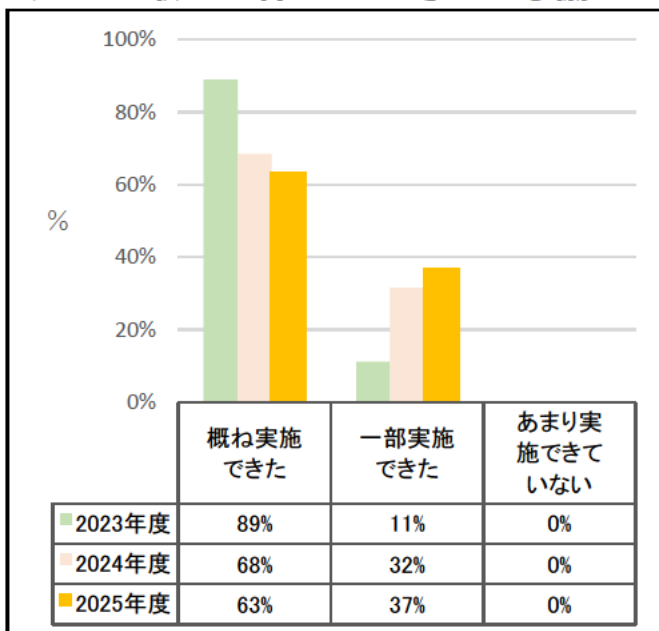
収受できていない：40%未満

2-1・2-2. 【発注者の立場】 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

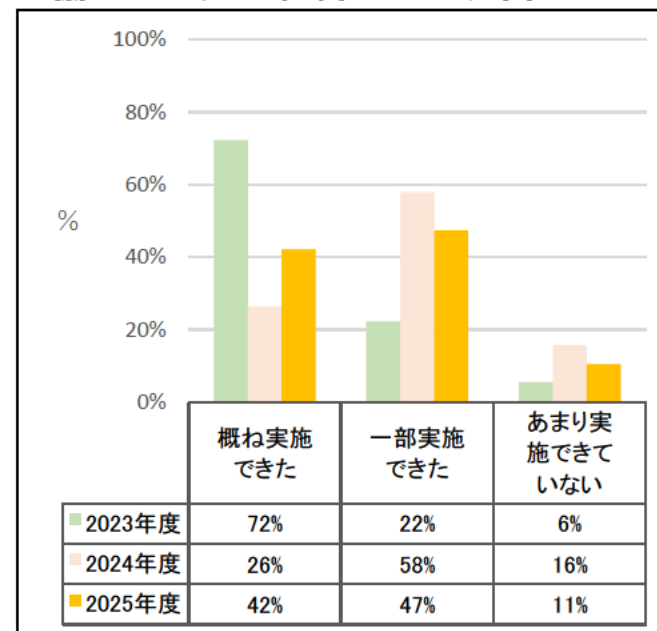
○発注者として、受託（下請）運送事業者と「運賃・料金の設定や運送・取引条件等について話し合いを実施したか」は、「概ね実施できた」が63%だが、「その話し合いの経過及び決定の経緯について書面の作成・保存を実施したか」は、「概ね実施できた」が42%になっている。

< 【発注側の立場】 運賃・料金の決定方法の適正化に関する実施状況 >

運送・取引条件について十分な協議



協議・決定の経緯を記録、書面化



概ね実施：80%～100% 一部実施：40%から80%未満 実施できていない：40%未満

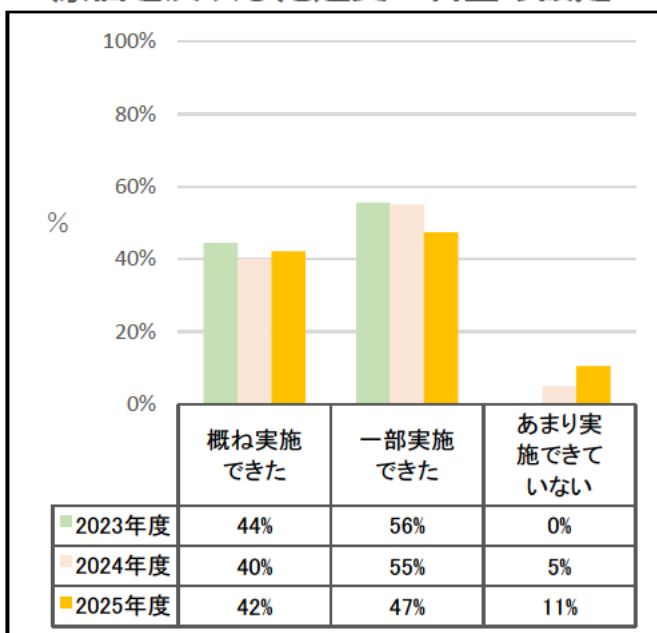
2-3・2-4. 【受注者の立場】 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

○受注者として、荷主に対して「運送経費にかかる原価を反映した運賃・料金を設定する要望等を実施しましたか」は、「概ね実施できた」が42%であった。

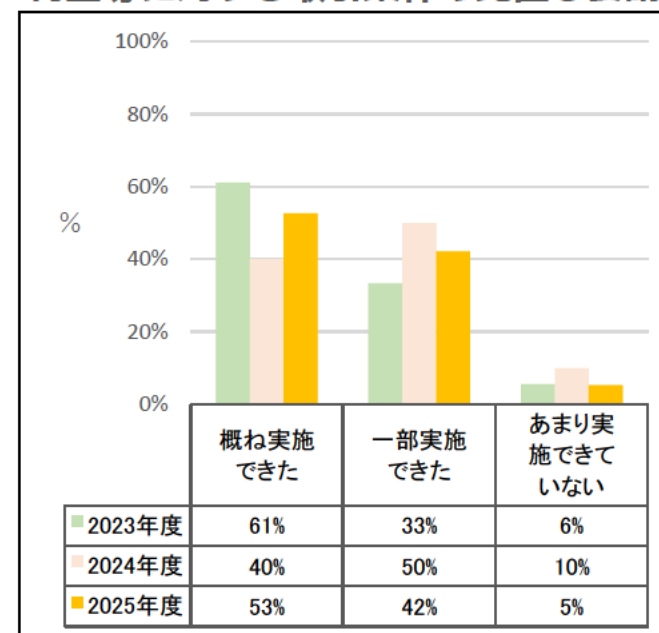
○荷主等に対して「取引条件の検討や見直しなどについて要望や話し合いを実施しましたか」は、「概ね実施できた」が53%であり、横ばいが続いている。

＜【受注側の立場】運賃・料金の決定方法の適正化に関する実施状況＞

原価を反映した運賃・料金の設定



荷主等に対する取引条件の見直し要請



概ね実施：80%～100% 一部実施：40%から80%未満 実施できていない：40%未満

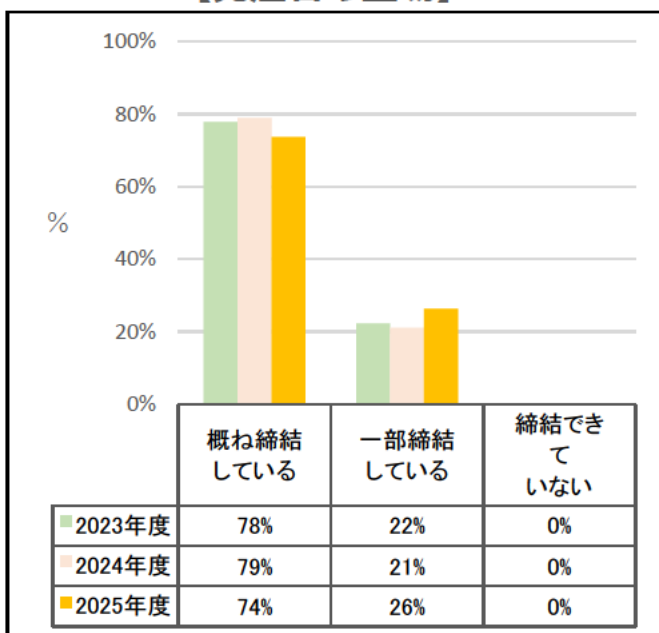
3-1①・②. 契約書面交付に関する取組事項【発注者・受注者の立場】

○契約書面の締結の状況について発注者の立場は、「概ね締結」が74%で一定の水準であり、「締結できていない」は0%であった。

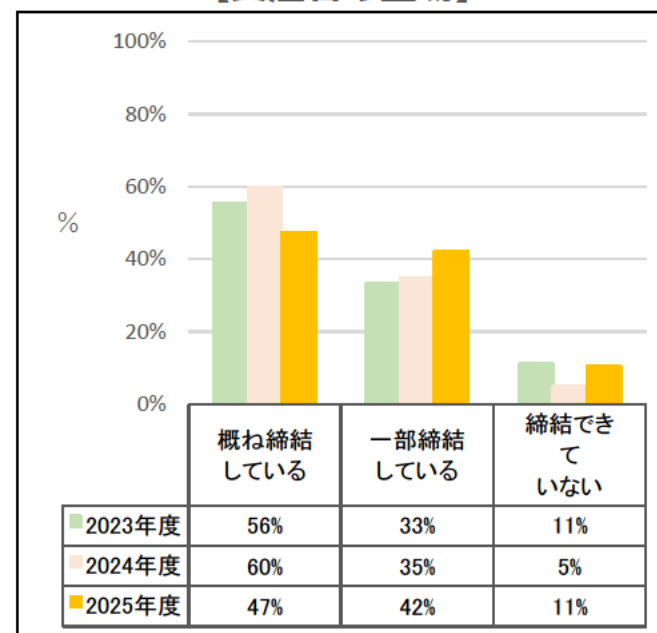
○受注者の立場は、「概ね締結」が47%と低調であり、「締結できていない」が11%になっている。

<契約書面の締結の状況>

【発注者の立場】



【受注者の立場】



概ね締結：80%～100% 一部締結：40%から80%未満 締結できていない：40%未満

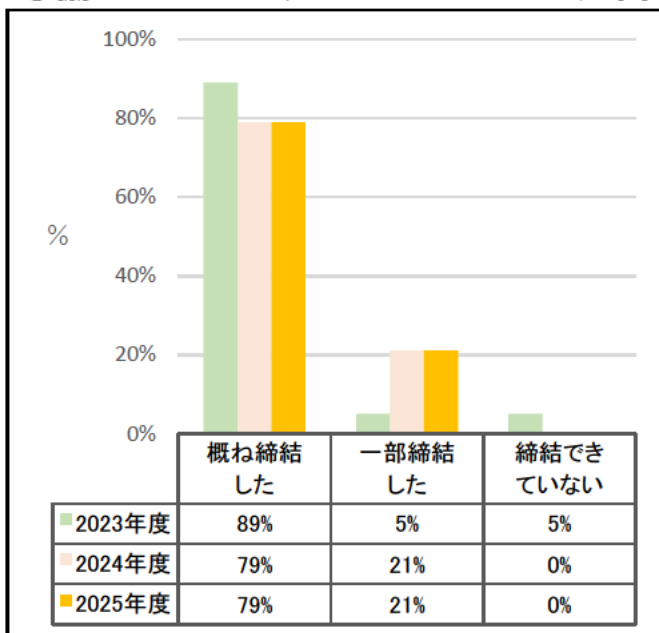
3-2-3-3. 契約書面化推進に関する取組事項【発注者の立場】

○発注者として受託（下請） 運送事業者との間で契約書の書面化を行う場合、「十分な協議を実施し契約書面を作成しましたか」は、「概ね締結した」が79%であった。

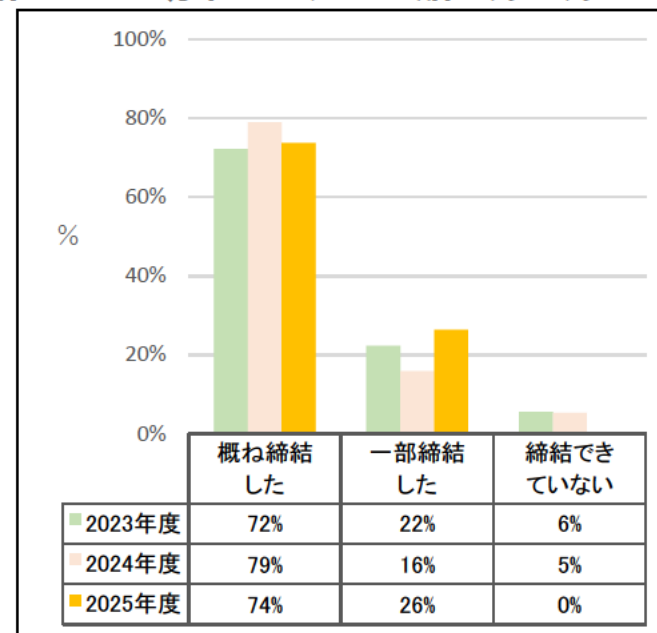
○契約書面の締結の際、「責任範囲を明確にして、損害賠償のルールを作成しているか」は、「概ね締結した」が74%という結果であった。

<契約書面の締結の状況>

十分な協議を実施し、当該内容を踏まえ書面作成



責任範囲を明確化し、損害賠償ルールを作成



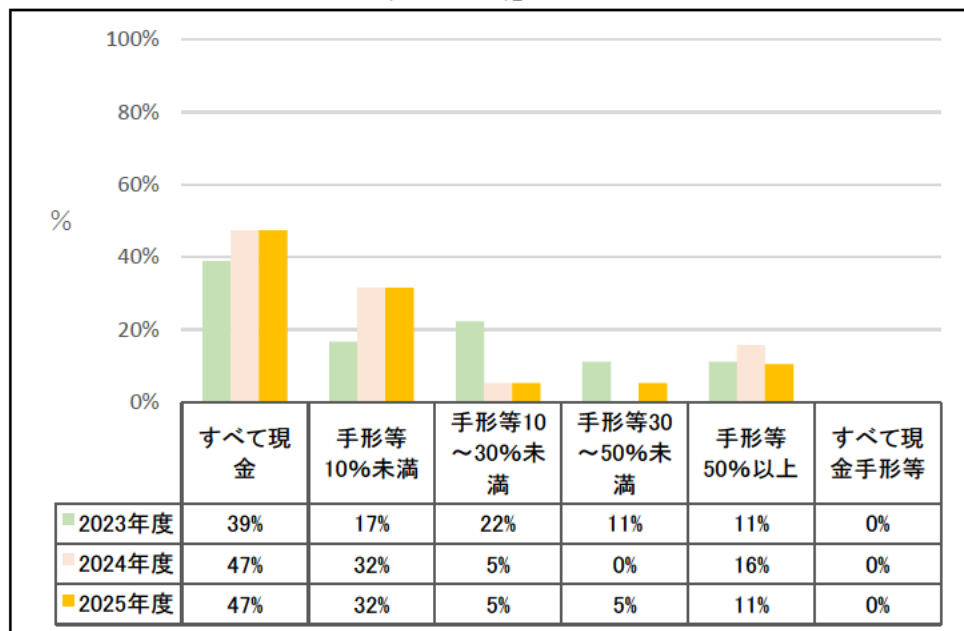
概ね締結：80%～100% 一部締結：40%から80%未満 締結できていない：40%未満

4-1・4-2. 支払条件の適正化に関する取組事項【発注者の立場】

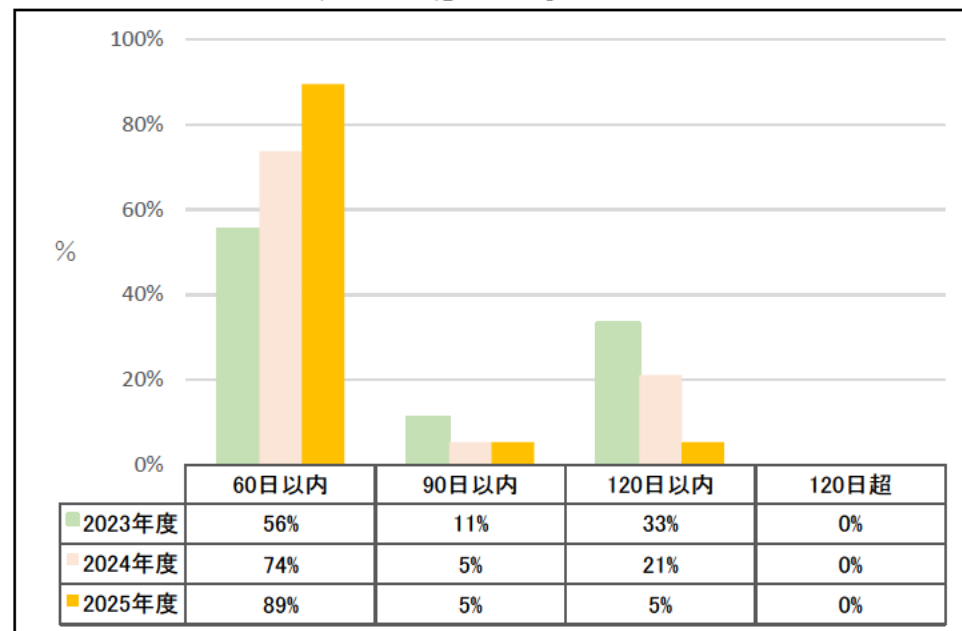
- 発注者として、受託（下請） 運送事業者への代金支払いにおいて、「現金、手形等の割合」で、「すべて現金」の割合は、47%で増加してり、手形等は、減少傾向にある。
- 委託代金の支払にかかる「現金・手形等サイトの日数」は、計画である「60日以内」は、89%であり、増加傾向である。

<支払条件の状況>

現金、手形等の割合

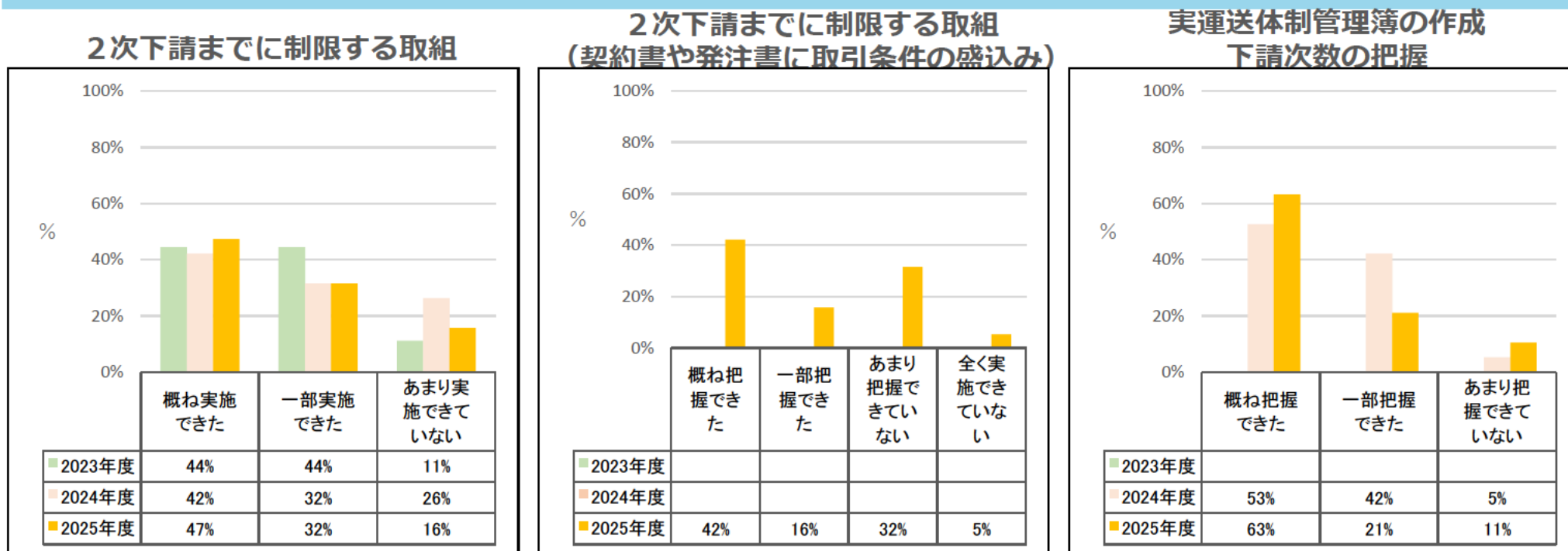


現金、手形等サイトの日数



5-1・5-2・5-3.多層化取引にかかる取引適正化に関する取組事項【発注者の立場】

- 「2次受託（下請）までに制限する取組」の実施状況については、「概ね実施できた」が47%で、「あまり実施できていない」は16%であった。
- 「2次受託（下請）までに制限する取組」で、契約書や発注書に取引条件として盛り込んでいるかは、「概ね実施できた」が42%であった。
- 実運送体制管理簿を作成し、実運送までの受託（下請）次数の把握は、「概ね実施できた」が63%で、「一部実施できた」と合わせると84%になった。



概ね実施：80%～100%

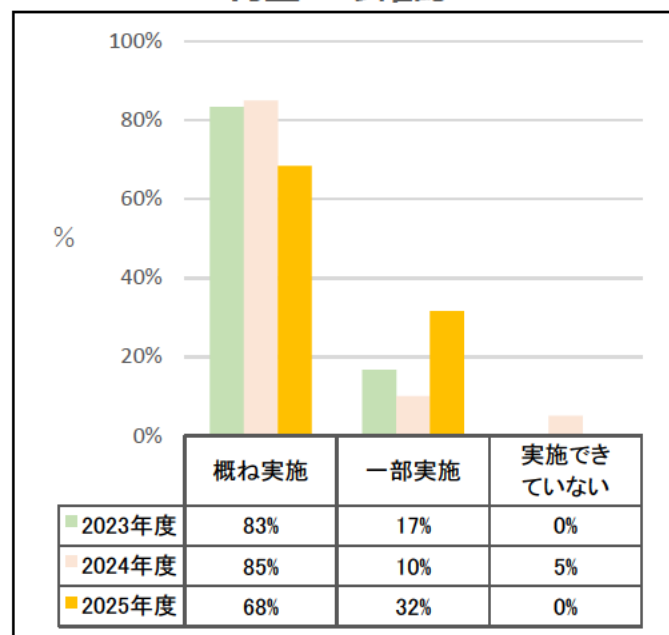
一部実施：40%から80%未満

実施できていない：40%未満

6-1①・②・6-2. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項【受注者の立場】

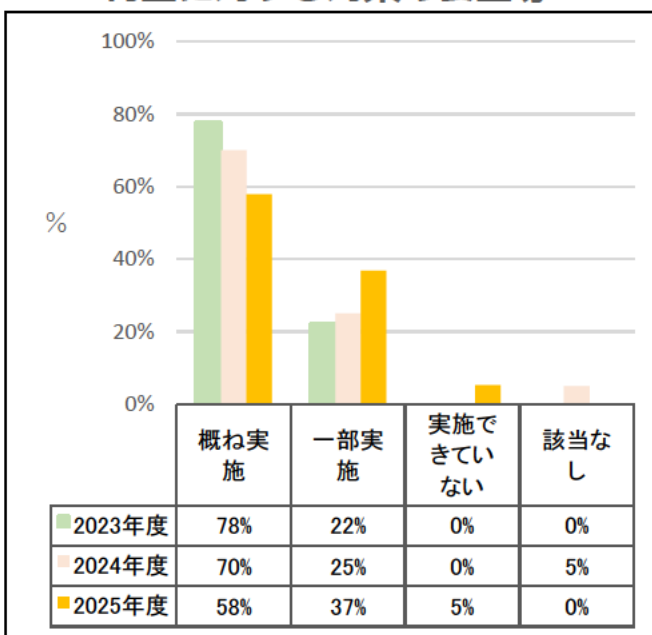
- 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項について、「改善基準告示の遵守に向けた荷主への確認」は、「概ね実施」が68%であった。
- 「遵守が困難な場合の荷主に対しての要望」は、「概ね実施」が58%であった。
- 「遵守できない実態が確認された場合の荷主との協議」について、「概ね実施」が47%であった。

改善基準告示の遵守に向けた荷主への確認



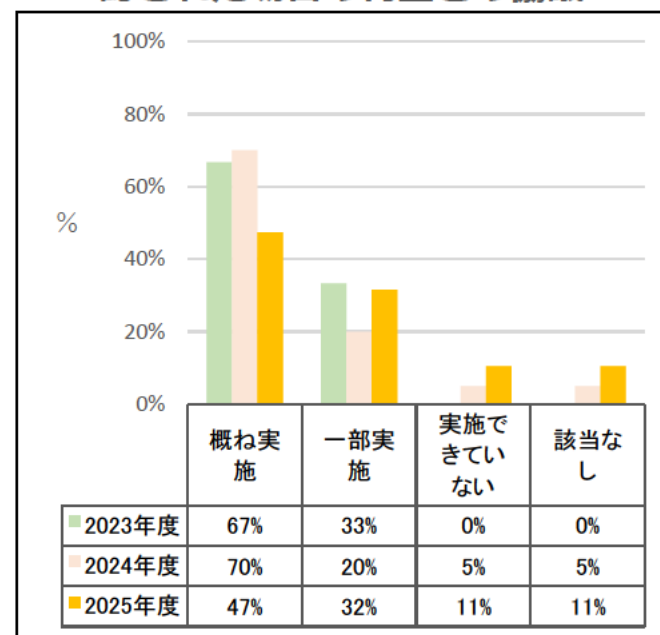
概ね実施：80%～100%

改善基準告示の遵守が困難な場合の荷主に対する対策の要望等



一部実施：40%から80%未満

改善基準告示を遵守できない実態が確認された場合の荷主との協議



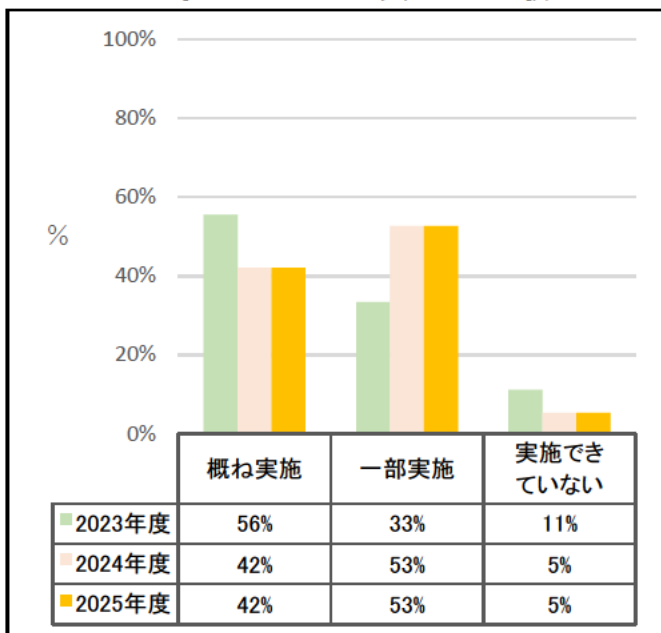
実施できない：40%未満

7-1. 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項【発注者の立場】

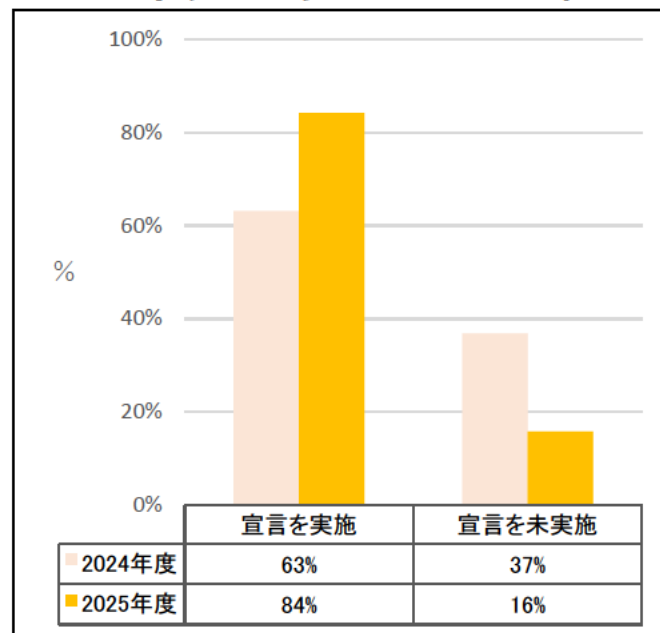
- 発注者としての生産性の向上（受託（下請）運送事業者の運行時間、付帯作業時間、待機時間等の縮減、）に向けた取組は、「概ね実施」が42%であり「実施できていない」は、5%であった。
- パートナーシップ構築宣言は、84%が宣言を行っている。

<発注者として>

生産性向上に向けた改善取組



パートナーシップ構築宣言の状況

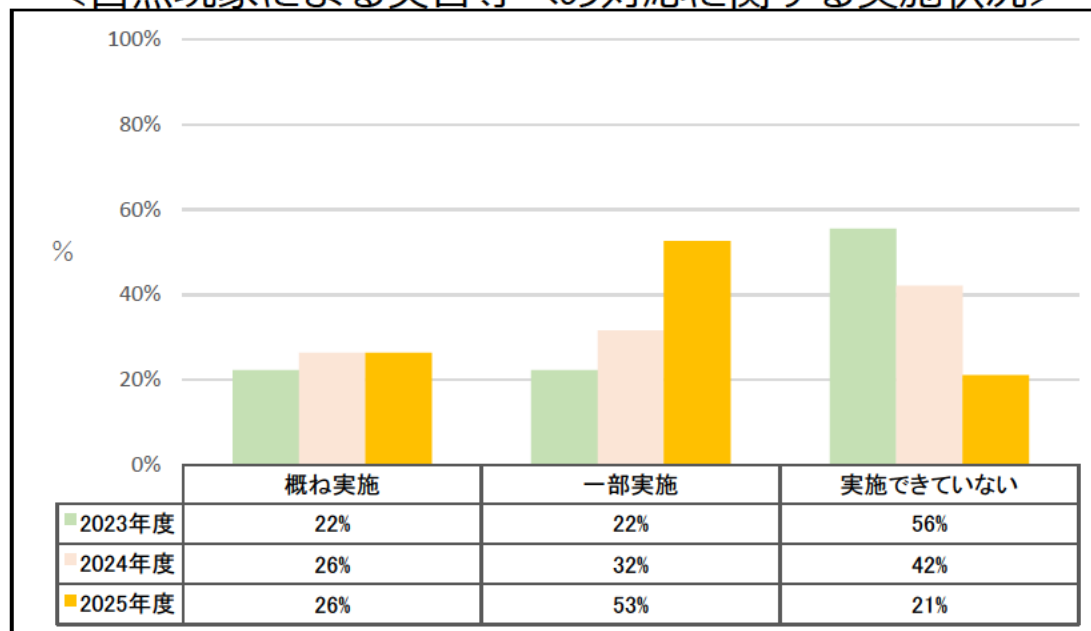


概ね実施：80%～100% 一部実施：40%から80%未満 実施できていない：40%未満

8-1. 自然現象による災害等への対応に関する取組事項【発注者の立場】

- 「BCP（事業継続計画）の策定やBCM（事業継続マネジメント）を実施をしているか」または「災害時等の対応について受託（下請） 運送事業者と事前協議等をしているか」は、「概ね実施」が26%であり、「実施できていない」が21%であった。
- 運送事業者の特徴は、受注型業務の為、継続・復旧すべき事業の優先順位を自らつけることが困難であり、不特定多数または多様な荷主・関係先と協議の上、契約毎に特定業務のBCPを策定する必要があり、策定が難しい状況にある。加えて、あらかじめ受託（下請） 運送事業者へ協力を依頼することが困難な状況も想定され、今後の課題となっている。

<自然現象による災害等への対応に関する実施状況>



概ね実施：80%～100%

一部実施：40%から80%未満

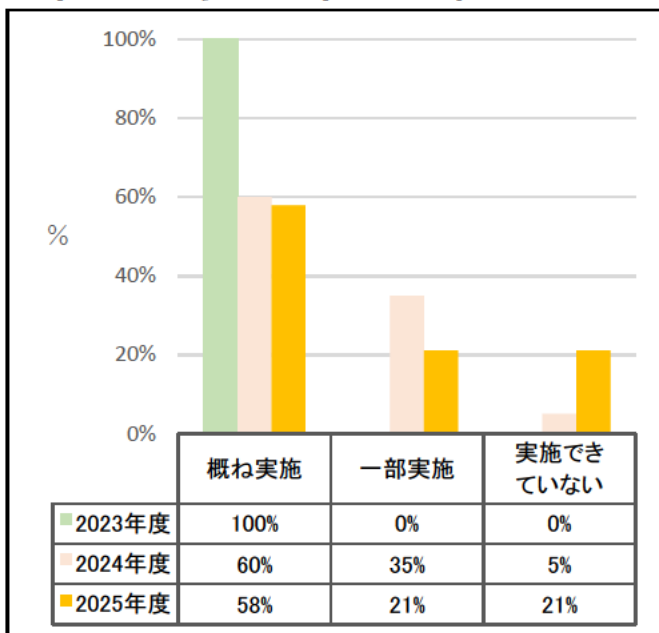
実施できない：40%未満

9-1・9-2. 取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項【発注者の立場】

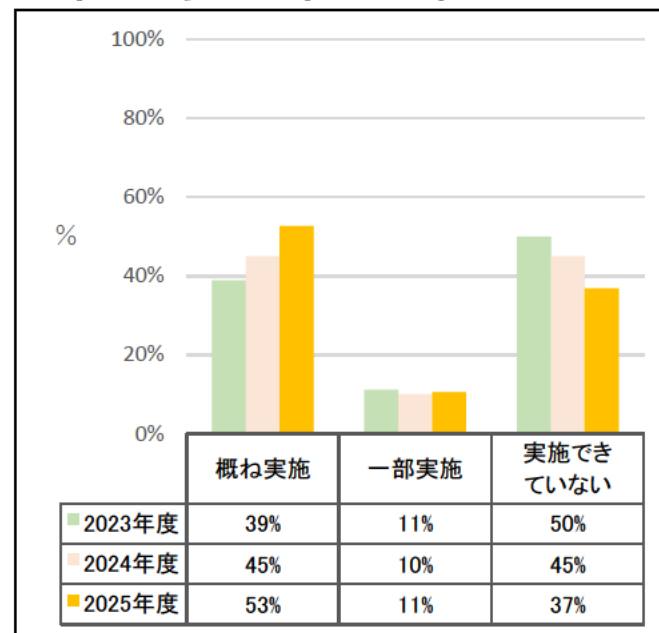
○取引条件について、申し出しやすい環境整備（年1回の定期的な協議の申し出に応じる）は、「概ね実施」が58%となっている。

○第三者的立場の相談窓口を設置等、申告しやすい環境の整備への対応は、「概ね実施」が53%であった。

取引条件について、
申し出しやすい環境の整備への対応



第三者的立場の相談窓口を設置等、
申告しやすい環境を整備への対応

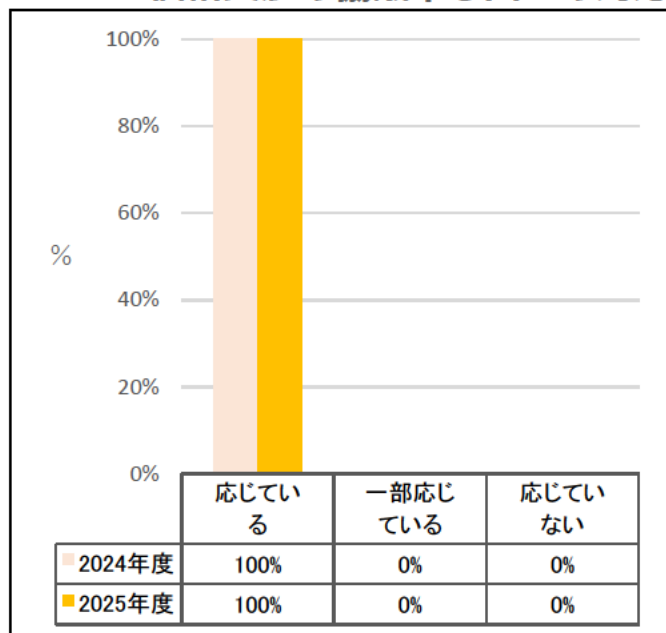


概ね実施：80%～100% 一部実施：40%から80%未満 実施できていない：40%未満

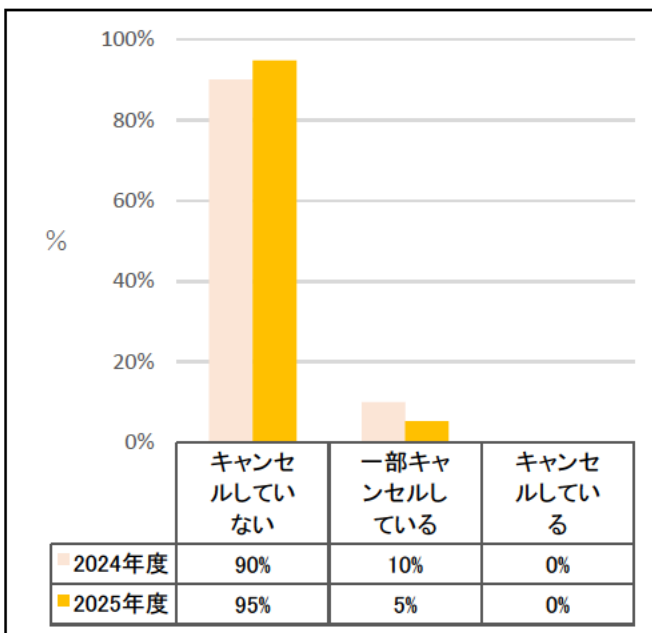
10-1・10-2・10-3. 「徹底プラン」への対応 【発注者の立場】

- 「徹底プラン」への対応について、「価格交渉の協議申し出への対応」は、すべての事業者が応じている。
- 「キャンセル時の適切な対応」は、「キャンセルをしない」が95%であった。
- 「附帯業務等の契約の明確化」は、「明確である」が42%「一部曖昧である」が47%であった。

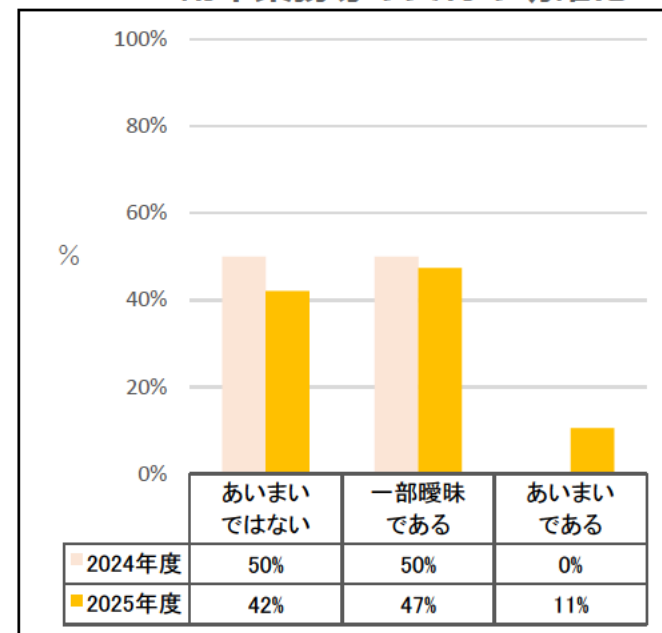
10-1. 価格交渉の協議申し出への対応



10-2. キャンセル時の適切な対応



10-3. 附帯業務等の契約の明確化



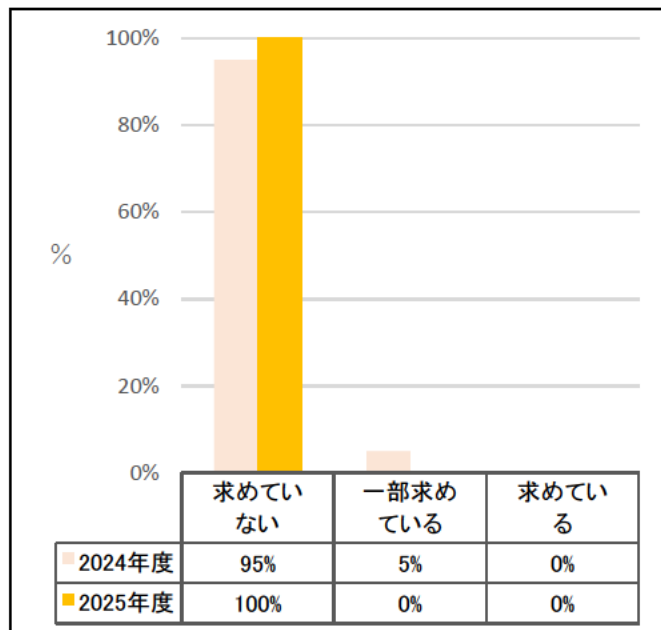
10-4・10-5・10-6. 「徹底プラン」への対応 【発注者の立場】

○発注者として、「徹底プラン」への対応について、「貨物破損時の対応」費用は全ての事業者が「求めている」であった。

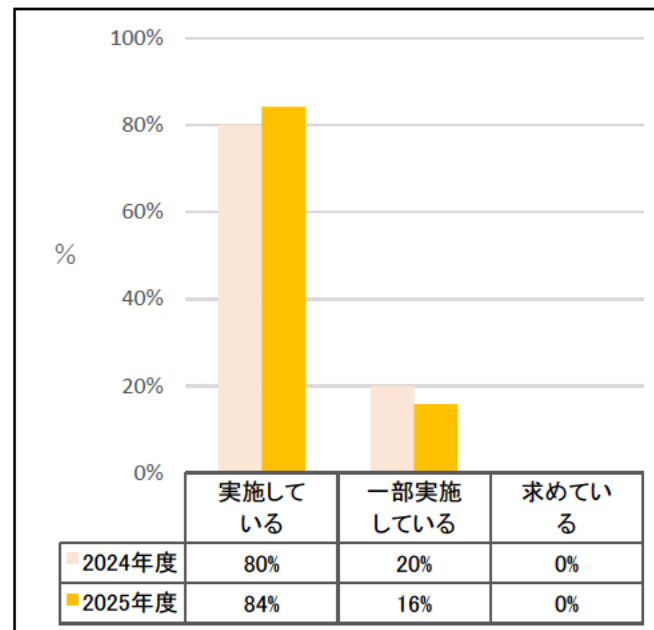
○「働き方改革対応への配慮」については、実施しているが84%であった。

○「過積載防止の厳格な対応」では過積載を「依頼していない」が100%であった。

10-4. 貨物破損時の対応



10-5. 働き方改革対応への配慮



10-6. 過積載防止の厳格な対応

